

令和4年12月（第12回）教育委員会会議事録

1.開催の日時及び場所

令和4年12月21日（水）18:00～19:30

市役所本庁 4階 教育委員室

2.出席委員の氏名

野口 政吾 教育長

田村賢二郎 委員

山野あい子 委員

川崎 裕美 委員

3.その他議場に参加した者

上村教育部長、床本次長、事務局、山本人権教育課長、福嶋人権教育課副課長、三好教育総務課長、伊藤教育総務課副課長、平山教育総務課副主幹、河村教育総務課係長

4.傍聴者 なし

5.趣 旨

教 育 長： ただ今から、令和4年12月21日の第12回教育委員会会議を開催いたします。本日は、重村委員から都合により欠席との連絡を受けていますが、過半数の委員が出席しているため会議として成立していることを最初に報告します。また本日は傍聴の申し出はありませんでした。

教 育 長： また、今回の資料と合わせて送付しました、令和4年11月16日開催の令和4年第11回の議事録について、御意見等ありましたでしょうか。
(全員異議なし)

教 育 長： それでは、令和4年第11回教育委員会会議の議事録について、承認とさせていただきます。

教 育 長： 次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は川崎委員にお願いします。

教 育 長： それでは本日の議題ですが、議案第22号「令和5年度宇部市立小・中学校教職員人事異動方針について」、の1件とその他の事項として「令和5年度からの宇部市立小中学校における働き方改革の取組」、「宇部市人権教育・啓発推進指針(改定版)の策定について」、「宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会等の開催状況について」、「寄附の報告について」の4件となっています

教 育 長： 教育委員会会議は、公開を原則としていますので、本日の議題について全て公開としてよろしいか
(全員異議なし)

教 育 長： 異議がないようですので、本日の議題は全て公開とさせていただきます。

教 育 長： では始めに、議案第22号「令和5年度宇部市立小・中学校教職員人事異動方針について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： それでは学校教育課から説明します。これは先日の校長会の前に例年通り送付させていただきましてご了解をいただいているものですが、改めてご確認い

ただきたくためにお示しするものです。この人事異動方針につきましてはこれまでと大きな変更はありません。お配りしている資料をご覧ください。資料の2段落目に記載してありますが、『「学び合い」のある授業づくりによる確かな学力の育成や体力の向上、生徒指導の充実、キャリア教育の推進などの諸課題に組織的かつ適切に対応できるよう、下記の点を踏まえ、厳正に人事の刷新を図り、全市的な視野に立って、適材を適所に配置する。』という基本姿勢に基づき、今年度の人事を行っているところです。それでは具体的な異動方針について説明します。まずはこれまで同様に同一校勤務が7年を超えるものについては原則として異動を行います。それから資料には書いてありませんが、県のルールとして、初任者は3年で異動し、採用後10年間で3校を経験するというルールがありますので、原則としてこのルール通りに異動を行うような形になります。また、宇部市内三つの学校群において全ての学校群での勤務を一度は経験することを原則とするという、これは宇部市ならではのルールなのですが、これについても原則として行っていくこととしています。なお、三つの学校群については資料に記載してありますのでそちらをご覧ください。今年度の人事では教員不足というのはかなり深刻な状況だったのですが、来年度につきましても、県によりますと、変わらず深刻な状況ということを知っています。対処の方法としては県との連携、再任用の確保、それから臨採の掘り起こしなどで対応していくしかありませんが、学校に迷惑がかからないように教員の配置については全力を尽くしていきたいと思っています。説明は以上です。

教 育 長： ただ今の説明に対して、ご意見ご質問をお願いします。

(全員意見なし)

教 育 長： それでは議案第22号「令和5年度宇部市立小・中学校教職員人事異動方針について」は原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。

(全員異議なし)

教 育 長： 次に、その他の事項「令和5年度からの宇部市立小中学校における働き方改革の取組」について、事務局からお願いします。

事 務 局：引き続き学校教育課から説明します。学校現場における働き方改革の必要性につきましては、その必要性が叫ばれてから久しい状況にあります。このことについてはマスコミ等による報道も増えてきており、社会問題化されているといっても過言ではありません。資料1に働き改革の目的を記しておりまして、資料2にこれまでの取組を記載していますが、これらの取組の主なもののみを記載しています。このようにして教育委員会においても、学校においても働き方改革を推進し、先生方が時間的なゆとりを持って子どもたちに関わることができ、かつ先生方が心も身体も健康な状態で教育活動を行えるということがとても大事で、そうすることで効果的で充実した教育活動を行うことが可能となることから働き方改革を進めてきましたが、なかなか大きな変化はないという状況にあります。そこで、令和5年度から思い切った取組をすることとし、資料3に記しているような取組をいたします。まず小学校におきましては、令和5年度から勤務時間内に児童の下校後90分の業務時間の確保を図りたいと考

えています。ただし各方面との調整等のため令和５年度からの開始が難しい学校については、令和６年度から開始ということにしています。それから中学校につきましては、令和５年度から原則として部活動を勤務時間内で終了するというにしたいと考えています。そもそも教員に時間外勤務を命ずることができる項目というのが４項目示されていますが、ご承知の通りその中に部活動は含まれていません。それにもかかわらず現実的には部活動は勤務時間外に行われているという状況にあります。このようなことがやはり課題として挙げられますので、この度はここに焦点を当てたということです。ただし生徒も教職員も部活動を行うからにはやはり満足のいく結果が得たいということは当然あります。ですので、部活動を勤務時間内で終了するということは原則なのですが、大会やコンクール等の前の期間の活動についてはこの限りではないとしています。部活動顧問が勤務時間外の活動実施の申し出をし、それを校長が認めた場合は勤務時間外の部活動が行われるということにしています。その際に、この大会やコンクール等というのはどのようなケースなのかとか、それから大会コンクール等の前の期間というのはどのくらい前からＯＫなのかというようなことにつきましては、校長の裁量に一任ということにしています。このような取組を行うということで、これまで校長会と調整を図っているところではありますが、その経緯を資料４に記しています。１０月２０日と２５日に校長研修会と教頭研修会において提案と書いてありますが、この提案の前の夏休みの間に教育長が一人一人の校長のもとを訪問し、働き方改革の必要性を説明してきました。その際に、勤務時間内に児童下校後の９０分の業務時間が確保できるような校時表を小学校の校長に求め、中学校の校長には部活動を勤務時間内に終了できるような校時表の作成を求めたところです。その後、提出された校時表などを基に、小学校長会及び中学校長会において協議を重ねつつ、私が小学校長会や中学校長会において説明しながら、市教委が提案した資料３に記載している方向でいけるのではないかと状況にあります。今後は、市Ｐ連、学校運営協議会、議会、そして組合等に知らせて理解を求め、その後に報道発表というような流れにしていきたいと考えています。教育委員の皆様方には私が先ほど申しました団体等以外にもきちんと事前に説明が必要ではないかというような、気づき等があればご指摘いただけたらと思います。説明は以上です。

教 育 長： ただ今の説明に対して、ご意見ご質問はございますか。

委 員： 学校の勤務時間は何時から何時までなのですか。

事 務 局： 学校によって違っていますが、１日の勤務時間は７時間４５分と決まっていますので８時１０分から開始の学校では１６時４０分までとなります。

委 員： 休憩時間はどうなっていますか。

事 務 局： 休憩時間は４５分間となっています。８時１０分から１６時４０分までの間にどこかで４５分間の休憩を取るようになります。

委 員： そうなると小学校では３時１０分までに子どもを帰宅させることになるのですか。

事 務 局： そうなります。

- 委員：毎日、児童帰宅後に90分の業務時間を確保するということですか。
- 事務局：毎日90分なのですが、ただ1週間に5日あるので週単位でいえばトータルで450分間の業務時間を確保できるようにと学校には説明していますので、例えば早く帰る日は100分あるけども別の日では80分しかないという場合も出てきます。そうすることで何とかやっていけそうだという反応を学校からいただいている状況です。
- 委員：学年によって下校時間は異なると思うのですがそのあたりはどうなってくるのですか。
- 事務局：児童の最終下校から90分としますので5年生や6年生の下校時間が基準となってくると思います。ですので、低学年の先生は高学年の先生と比べると業務時間は多くなると思います。
- 委員：だからといって低学年の先生が楽ということではないと思います。授業時間が少ないだけで大変なのは皆さん同じでしょうね。
- 委員：小学校の方は分かりましたが、中学校では部活動を勤務時間内で終了するとなっていますが先生方の業務時間はいつ確保されるのでしょうか。
- 事務局：これまでは、4時40分が勤務時間終了だとしても部活動が、例えば5時半や6時までありました。そうなりますと、その後に先生方は翌日の授業の準備等をするようになるわけです。それをこれからは原則、勤務時間内で終了させることによって時間が繰り上がりますので、先生方の時間外勤務が削減されるということになっていきます。
- 委員：それだと時間外勤務ありきとなっていますよね。
- 教育長：小学校の場合は勤務時間内に空いている時間はほぼないのですが、中学校の場合は平均すると1日2時間程度の自由な時間が取れますので、その間に授業の準備を行ったり採点をしたりできるのでそれで賄えるのではないかと考えています。本当は、委員のおっしゃるように部活を早く終わらせて先生方の業務時間を確保してあげたいところですが、校長先生の中には反対する人もいますのでそこを丁寧に説明して何とか来年度からの実施に向けて準備をしているところです。今、社会的に教員の職場環境がブラックだと認識されてしまっているのです、保護者や地域の方々にも理解をしてもらいながらこの働き方改革を進めていきたいと考えています。
- 委員：先生方の労働環境は新規採用にも影響しますよね。
- 教育長：今年度も何度も言っていますが教員不足が深刻です。
- 事務局：現状でも、常勤の先生を配置できないので代わりに非常勤の先生を配置して何とかやりくりしている学校が何校かあります。
- 教育長：その他に、ご意見ご質問はございますか。
- 委員：この案ですと中学校では部活の時間が何分くらいになるのですか。
- 事務局：今学校から提出されている校時表ですとだいたい60分くらいとなります。ただこれも切り詰めて切り詰めての60分なのでこの校時表のとおりになるかは何とも言えません。ただし、大会やコンクールの前は生徒や教職員の求めに応じて活動時間を長くすることは可能です。

委員：例えば、月水金で部活をやって火曜日はやらないからその分月曜日は長くやりたいということは、勤務時間内に先生が終わらないから認めないということになりますか。

事務局：そのあたりはまだはっきりと決まっていますが校長の裁量になるかと思います。

委員：部活動の地域移行との関連はどうなりますか。

事務局：これにつきましては、まずは休日における部活動の地域移行を今は進めようとしているところで、まだまだ地域の方が平日にまで部活動を見るというところまではいたっていません。しかし、部活動指導員につきましてはしっかり配置していますので、部活動指導員の方々が指導することについては引き続き行っていくと思います。

委員：その場合は先生方の勤務時間と関係がないので部活動の時間が長くなっても大丈夫なのですか。

事務局：これにつきましても今後の検討課題となります。

委員：そうすると、部活動指導員以外の部活から不公平ではないかとの声が上がってくると思います。

教育長：市内で中学校の部活が100ぐらいある中で部活動指導員は16人しかいませんが、そういった声は当然上がってくると思います。今は、原則論で走っていますのでイレギュラーなケースは今後検討していくことになります。

委員：子どもたちが早く下校することになると学童にも影響が出てくるのではないですか。

委員：学童は主に1、2年生が対象となり下校時間があまり変わらないので大きな影響はないかと思います。

事務局：学童にも調整はしていきまして、今のところ問題はないと聞いています。

委員：細かいことになりますが、朝の立哨に先生が立たれることがありますかその場合はその分だけ早く帰れるのでしょうか。

事務局：そこは管理職が配慮します。

教育長：その他にご意見やご質問はありませんか。

教育長：今回の案は最終決定ではなく、今の進捗状況を説明しているということでご理解をいただけたらと思います。

教育長：次に、その他の事項「宇部市人権教育・啓発推進指針(改定版)の策定について」、事務局からお願いします。

事務局：それでは、「宇部市人権教育・啓発推進指針」の改定について、ご報告いたします。お手元の資料「宇部市人権教育・啓発推進指針(改定版)」をご覧ください。この指針は、本市が取り組む人権教育・啓発に関するあらゆる施策について基本的な方向を示し、市民に対し、人権施策の取組の全体像を明らかにするもので、市長部局である人権・男女共同参画推進課を主管課として、平成17年(2005年)2月に策定し、現行指針は、平成25年(2013年)3月に改定したものです。なお、山口県においても、「山口県人権推進指針」を平成14年(2002年)3月に策定し、現行指針を平成24年(2012年)

3月に改定していますが、今後の改定については、未定とのことです。宇部市では、令和2年度に市内に居住する18歳以上の男女2千人を対象に「人権に関する市民意識調査」を実施したこと、また、パートナーシップ宣誓制度を令和3年度に導入し、LGBT等の理解促進に向けて取り組んでいること、指針の改定等の事項を審議する宇部市人権施策推進審議会の委員からも改定を進める声が上がったことや、インターネットでの誹謗中傷など新たな問題にも対応していく必要があることなどから、県に先駆けて指針を改定することにいたしました。改定にあたっては、随時、人権施策推進審議会に意見を諮りながら、令和4年10月28日に改定案の了承を得ております。続いて指針の構成について説明いたします。指針の2ページに『2人権を取り巻く状況』として、『(1) 国際社会の動向』としましては、SDGs（持続可能な開発目標）が採択され、その実現に向けた地球上の「誰一人取り残さない」ことを基本理念とした取組が進められています。『(2) 国内の動向』としましては、平成28年にいわゆる人権三法が施行される等、社会情勢の変化に伴い、新たな法の整備が進んでいます。3ページの『(3) 宇部市の現状と課題』としましては、令和2年度に実施した「市民意識調査」によると、「自分の人権が侵害されたと思ったことがある」と回答した人の割合が18.3%となっており、さまざまな人権問題が依然として地域社会に存在していることがわかります。5ページの『第2章 指針の基本的な考え方』ですが、1 指針の目標 としては、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、相互に認め合える共生社会の構築としています。『2 指針の基本理念』としましては、今までと同様「人間が尊重される都市づくり」をめざしてとしております。また、令和3年に策定した第五次宇部市総合計画の内容を踏まえたものとしています。6ページの『3 指針の性格』ですが、下の表の部門別計画等に関連計画を盛り込みました。7ページからの『第3章 人権教育・啓発の推進』についてですが、市職員も常に人権意識を持つ必要があるということから、8ページに『(5) 市職員における取組』を追加しました。12ページからの『4 分野別人権教育・啓発の推進』についてですが、それぞれの人権問題について、構成としましては、「現状と課題」で、国と市の現状について、現行指針以降に施行された新しい法や市の計画等を盛り込みました。また、市民意識調査の結果を検証して課題を抽出しています。それから、「取組の視点」で課題解決のために取り組むことを明記し、「取組の方向性」で、具体的な取組内容を記載という整理をしています。現行指針から改正した主な点は、12ページの『(1) ジェンダー平等に関する問題』について、現行指針では男女共同参画に関する問題としていましたが、人権施策推進審議会の委員からジェンダーに関する人権問題として捉える必要があるのではとのご意見があり、変更したものです。それから、28ページの『(7) 性自認・性的指向に関する問題』ですが、令和3年9月からパートナーシップ宣誓制度を導入しましたので、現行指針では、その他の問題の『○性同一障害の問題』としていたものを分野別問題としました。30ページの『(8) インターネットに関する問題』ですが、ほとんどの人権問題に共通して増加し

ている新たな問題ですので、ここも現行指針ではその他の問題としていたるところを分野別問題としました。続いて32ページからは『(9) その他の問題』ですが、「アイヌ民族支援法」が施行されたため、『〇アイヌの人々に関する問題』の項目を追加しております。今後の予定としましては、本日12月21日から1月20日までパブリックコメントを実施し提出された意見について、人権施策推進審議会に諮り、議会に報告した後に最終調整を行い、今年度中に公表する予定としています。以上で報告を終わります。

教 育 長： ただ今の説明に対して、ご意見ご質問をお願いします。

委 員： 24ページの同和問題のところですが、その参考資料の同和問題に関する人権上の問題点というところで、これは人権に関する市民意識調査の結果なのかなと思いますが、とても不思議なのですが、平成20年の調査に比べて、令和2年度の調査の方がずいぶん問題と感じている割合が増えてきています。そのところ、どういうふうな調べ方をして、なぜ割合が増えたのかを知りたいです。

事 務 局： ここについては、このアンケートの実施を人権教育課の方で行っていませんので分析は行っていません。これは個別にこのことについて、問題を感じたことがあるかどうかということですので、100のうちの例えば『結婚問題で周囲の反対を受ける』ことについて、39.2%の方が問題があるというふうに感じているということですので、この中のどれかで選んでいるわけではなく個別の問題について一つずつあるかないかという形で聞いた結果このような形で結果としては増えているということですが、それがどのような原因で増えたかについてはまだ分析をしていない状況です。

委 員： ということはと宇部市ではまだまだ同和問題に関して、人権差別が行われているということが実情だということですかね。

事 務 局： そういう意識を持たれている方がまだおられるということですね。そのような差別問題といいますか同和問題に関してということで、人権上の問題を感じておられる方がこのような割合で存在するということです。

委 員： この割合について、単になんとかそう感じているだけなのか、それとも本当に差別を受けたのかとかいうのがよくわからないのでそこがちょっと気になりました。もしこれがこんなふうに高くなっているとしたら、具体的に問題点への対策をとらないといけないと思いますが、その対策がやっぱり教育と啓発活動しかないという風に書いてあるので、それはそうですよねという感じなのですがその辺はいかがですか。

事 務 局： これにつきましては、人権に関する意識調査ということで、そのような意識を感じたかどうかで回答していただいていますので、それで問題を感じておられる方がそれぞれの場合にこれぐらいの割合でいらっしゃるということですので、その解決ということにつきましては、啓発とあわせて教育、相談体制の充実の3点ということで掲げているところです。

委員：わかりました。結局これは意識調査なので、なんとなくそうなのではないかと思われているということが上がっているだけで、実際本当にそうだったかどうかというのが上がっているわけではないということです。

事務局：そうですね。もし実際に差別を受けたとしたら、例えば法務局などの人権相談などに実際の件数というのは上がっていると思いますが、実際そこまでの具体的な事例が挙げたというところは私の方で把握はしていません。ただやはりこういうときに一番よくあるのは例えば就職のときや、結婚のときとかに、何かどうもそういう人権上のちょっと差別されているような感じがするというふうに感じられている方がこのぐらいの割合でいらっしゃるということだと思います。

教育長：ありがとうございます。本当に貴重な意見だと思いますので、今日出されたこういった意見をしっかりと人権・男女共同参画推進課に届けください。

教育長：そのほかにご意見はありませんか。

委員：18ページから始まる高齢者に関する問題のところなのですが、ここでは高齢者に対しての取組の方向性としていろいろと計画をして推進しますということが書かれていますが、この中に介護をする方へのケアということを入れたほうがいいのではないかと思います。高齢者に対する総合的な相談対応に関し、高齢者および介護者というような言葉が入っていた方が優しいのではないかなというふうに感じました。介護が大変で悲惨な事件が発生することがありますので、そのケアをしっかりとしていくということもあった方がいいのではないかなと感じました。それと同じことがそれから次に21ページから始まる障害者に関する問題のところでも同様に介護をされる方へのケアということも入っているといいのではないかと感じたところです。

事務局：この高齢者や障害者の問題につきましては、直接私どもが担当していませんので、もしかしたら審議会の中で出ていかもしれませんけれども、今こういう要望がありましたということについては担当課に伝えておきます。

委員：32ページのその他の問題の箇所で、『罪や非行を犯した人に関する問題』ということで犯罪を犯した人の更生について記載してあり、その次に『犯罪被害者と家族に関する問題』という構成になっていますが、これだけ見ると、犯罪した人のケアを優先して、犯罪被害者のケアは二の次ではないのかという印象を受けてしまいますので、この順番逆にしておいた方が心情的に良いのではないかなと感じました。今も、実際に犯罪被害者が誹謗中傷を受けたりしている例もありますので、まずはそうした方々のケアを優先するべきではないのかと常々感じているところです。

教育長：そのほかにご意見はありませんか。

委員：ジェンダーのところでパートナーシップ宣誓制度について記載してありますが、その他のヤングケアラーなどの用語には注釈がついて用語の解説がしてあるので、パートナーシップ宣誓制度についても注釈をつけて用語の解説がしてあるとよいのではないかと思います。

- 委員：29ページでLGBT等という表記になっていてQが抜けていますのできちんとLGBTQという表記でないといけないと思います。
- 事務局：28ページの方ではLGBTQとなっていますのでなぜ29ページではこういった表記になっているのか私も把握していませんが標記の統一ということでよろしいですか。
- 委員：この問題についてはLGBT等で一括りにするのではなく、必ずLGBTQという表記にしないといけないと思います。
- 委員：その他にもグラフに脈絡のない番号が記載してあったり、目次のページ番号が違っていたりといった細かいミスが散見されますので修正をお願いします。
- 教育長：様々なご指摘ありがとうございます。もし、その他にも何かありましたらパブコメや事務局にご意見ををお願いします。
- 教育長：次に、その他の事項で寄付の報告を事務局からお願いします。
- 事務局：11月の寄附について報告します。まず令和4年11月8日に匿名の方から、平成24年度から通算127回目3,000円の御寄附を交通遺児のためとしていただきました。以上です。
- 教育長：次に、その他の事項「宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会等の開催状況について」、事務局からお願いします。
- 事務局：教育総務課から説明します。お渡ししている資料の「審議会工程表」をご覧ください。審議会は、令和4年4月28日に教育委員会からの諮問を受け、第1回を開催し、現在まで第5回の審議会を終えたところです。今年度は、「最適な教育環境として将来あるべき学校の姿と、その実現のために必要な適正規模など、今後の方向性」について審議をしていただいています。本審議会では、審議を進めていく上での参考とするため、「学校の規模や配置に関するアンケート調査」及び「ワークショップ」を実施いたしました。お渡ししている資料の2枚目をご覧ください。アンケート調査の対象は、一般、うべ未来モニター、児童生徒で、それぞれ、資料のとおり回答をいただいています。アンケート調査では、学級の構成としては、小学校では2～3学級、中学校では4～5学級というご意見が最も多く、学校の規模を考える上では、小中学校ともに「きめ細やかな教育が受けられる」ことを重視されているとの結果がでました。また、岬、見初、鶉ノ島小学校のある市街地地域については、小学校の規模を考える上で大切と思う点について「クラス替えができる」の割合が多く、「通学距離・時間」や「学校施設の安全性」等を重視しながら小規模校の解消を望まれる傾向が伺えました。北部地域については、小学校の規模を考える上で大切と思う点について、小規模校のメリットを重視する意見も多く、小規模校の対策としては、「他校との交流や連携を深める」という意見と、「通学区域の変更」や「学校の統合」という意見がそれぞれ40%台と分かれているのが特徴でした。ワークショップについては、中学生を対象としたもの、市民を対象としたものをそれぞれ開催しました。ワークショップでは、全体的に交流や連携、地域との連携という言葉が多く聞かれたことが特徴でした。以上の意見を参考にしながら

ら審議していただき、今後については、来年１月１０日に６回の審議会を開催し、中間答申案について協議いただくようになっております。以上で報告を終わります。

教 育 長： ただ今の報告に対しまして、ご意見ご質問はありませんか。

委 員： 審議会の議論の方向性についてお聞きしたいのですが、例えば統廃合や再編を進めたほうがいいのかという流れなのか、それとも慎重に進めたほうがいいのかといった流れなのか、そのあたりはどうですか。

事 務 局： 先ほどアンケートの結果にもあったように、市街地で課題のある小規模校については、やはり市民の方も統廃合や通学地域の変更などを検討していかないといけないというように感じられていると思いますが、北部地域の小規模な学校については、そういった統廃合よりも、他の学校とＩＣＴを活用した連携等を通じて今のまま続けていきたいというご意見の方が多いように感じています。

教 育 長： 議題については以上となりますが、他に何かありますか。

(全員意見なし)

教 育 長： 以上をもちまして、本日の会議を終了します。